

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひよこ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員および評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、所定週平均4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、正規職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
 - (2) 賞与 支給しない
 - (3) 退職慰労金 支給しない
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額はこれを無報酬とするが、非常勤の役員の内、勤務実態がある非常勤の役員については、別表1に定める額を報酬とする。
- 3 評議員に対する報酬の額はこれを無報酬とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額はこれを無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事および非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支払日が休園日（金融機関の休業日を含む。）に該当する場合は、職員の給与・退職金に関する規定第4条の規定に準じて支給）

(2) 賞与 支給しない

(3) 退職慰労金 支給しない

- 2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別表3に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する費用(実費弁償費)は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあつた都度、別表2に基づき支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月12日より施行する。本施行に併せ、従前の「役員等報酬規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和1年6月18日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月16日より施行する。

別表1 常勤役員報酬（月額）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等	200,000円	あり	職員兼務でない場合
理事長業務報酬等	100,000円	なし	職員兼務の場合
常務理事業務報酬等	200,000円	あり	職員兼務でない場合
常務理事業務報酬等	100,000円	なし	職員兼務の場合

別表2 非常勤役員等報酬（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等	4,100円	2,000円	
理事業務報酬等	4,100円	2,000円	
監事監査指導報酬等	無報酬	2,000円	
評議員報酬等	無報酬	2,000円	
評議員選任・解任委員報酬等	無報酬	2,000円	

別表3 出張旅費

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実費	実費（ただし、上限を15,000円/泊とする）	無報酬	実費